

3. 避難 [冷静に避難の必要性を見きわめ、落ち着いて行動する]

当団地の「災害対策本部」は、印西市で「震度5強以上の地震が発生した」際に、「団地集会所」に設置されます。状況にもよりますが、余震がおさまった後、設置手順に沿って速やかに設置いたします。なお、印西市の「避難所」は「原小学校」に設置されますので、そちらにも当団地の「災害対策本部 出張所」を設置予定です。

避難をしなくてはならないとき

- ①建物の破損がひどく、倒壊するおそれがあるとき
- ②行政・警察署・消防署などの防災関係機関から指示があったとき
- ③初期消火がおこなえず、火災が広がったとき
- ④建物が余震に耐えられない可能性があるとき
- ⑤その他、周囲の状況から避難の必要があると判断したとき

避難のしかた

- ・余震がおさまり、家屋内の安全の確認後、火災発生・建物の損壊などで避難の必要がある場合は、必要最小限のもの（非常用持ち出し袋など）を持って落ち着いて避難する。
- ・避難の際エレベーターは使用せず、原則として避難階段を使用する。（火災発生時は避難階段の防火扉は閉まるがロックはされない
ので、手動で開けられる）
- ・避難階段が使用できない場合は、ベランダに設置された非常はしごを使用する。
- ・無事な住民は、本部マニュアルに沿って支援活動のお手伝いを願いますが、状況に応じて臨機応変に対応する。

防災マニュアルは随時更新・改定をおこなっていきます。
住民の皆さんも、普段から防災関連の情報をこまめに確認してください。